

消費者庁、消費者委員会の設置に至る経緯について

○消費者行政推進会議の設置（平成 20 年 2 月～21 年 1 月）

（座長：佐々木毅 学習院大学法学部教授）

各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織の在り方を検討し、その組織を消費者を主役とする政府の舵取り役とするための在り方について議論

○消費者行政推進基本計画の閣議決定（平成 20 年 6 月）

消費者行政推進会議の取りまとめをもとに、消費者・生活者が主役となる社会の実現を目指した、消費者行政推進基本計画を閣議決定

○消費者庁関連 3 法案の閣議決定（平成 20 年 9 月）

消費者行政推進基本計画をもとに、次の 3 法案を策定

- ・消費者庁設置法案
- ・消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
- ・消費者安全法案

○消費者庁関連 3 法の成立（平成 21 年 6 月）

消費者庁設置法案は、与野党の修正協議により、消費者庁及び消費者委員会設置法案とされ、成立。

これにより、消費者庁に置くこととされていた消費者政策委員会に代わり、内閣府に消費者委員会が設置。

○消費者庁、消費者委員会の設置（平成 21 年 9 月）